

始まりります

平成21年分

確定申告

税務課 ☎(56)2223

平成21年分の所得税の確定申告と、平成22年度の住民税申告の時期になりました。お近くの会場をご確認のうえ、忘れずに申告するようにしましょう。申告期限の3月15日が近づくにしたがって、会場が込み合うようになってきます。皆さん、早めの申告をお願いします。

所得税申告が必要な人

所得税の確定申告が必要な人は次の通りです。

◆個人事業者や、農業・不動産所得のある人、年金をもらっている人、土地・建物を買った人などで、所得税額が発生する人。

◆サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超える人や給与以外のアルバイト収入・農業所得などの合計金額が20万円を超える人。

申告は自分で書いて郵送できます

申告書は、税務署から送られてきた申告書に同封されている「手引き」を読めば、どなたでも作ることができます。作成した申告書は、島田税務署（島田市扇町2-2）に郵送してください。

ご自分、家族、知り合いにインターネットができる人がいれば、

電子申告でさらに手軽に

国税庁のホームページの「申告書作成コーナー」を利用して申告書を作成するのが簡単で便利です。1月18日から利用できますので、医療費控除や住宅ローン控除を受ける人など、還付金を早く受け取ることができます。

国税庁 <http://www.nta.go.jp>

町 of 申告納税相談を利用

個別相談を希望される人は従来どおり受付順に相談を実施しますが、ご自分で申告書を作ってきた人は、別に職員が対応しますので、用ください。

◆添付書類の提出を省略できる
◆最高5000円の税額控除
◆24時間受け付けている
◆の特典があります。ぜひご利用ください。

減価償却制度の改正

機械装置と農業用機械の耐用年数の改正がありました。償却途中の機械でも、今回から、改正後の耐用年数に応じた償却率を使って計算してください。

今年はいかに注意して

認定長期優良住宅新築等特別税額控除という制度も新設されています。

住宅の新増築・リフォームに関する税制は複雑になっています。平成21年中に、住宅の耐震改修やバリアフリー改修、省エネ改修をした人は島田税務署までお問い合わせください。

島田税務署 ☎(37)3121

主な改正点として、農業用機械の耐用年数は7年に、荒茶製造設備や再製茶製造設備は10年になりました。農業用構築物の耐用年数も一部改正されています。

②住宅ローン控除
住宅ローンを借りて住宅を新築・購入・増改築をした人は、住宅ローン税額控除が受けられます。サラリーマンの人でも、始めの

1年は確定申告が必要です。2年目からは年末調整で住宅ローン控除ができます。

③住宅改修特別控除
住宅ローンを借りずに、住宅の耐震改修やバリアフリー改修、省エネ改修を施工した場合でも、一定の条件を満たせば税額控除が受けられます。※通常の増改築では控除は受けられません。

認定長期優良住宅新築等特別税額控除という制度も新設されています。

住宅の新増築・リフォームに関する税制は複雑になっています。平成21年中に、住宅の耐震改修やバリアフリー改修、省エネ改修をした人は島田税務署までお問い合わせください。

島田税務署 ☎(37)3121

申告に必要なものをチェック

税務署や役場から送られてきた申告書や収支内訳書、印鑑、ボールペン、還付の場合は振込先口座の分かるもの、給与の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票

☑医療費控除を受ける人⇒必ず申告前に人別・病院別に仕分け、合計金額を計算してください。医療費の明細書（役場にあります）に事前に記入していただければ、短時間で終了できます。

☑住宅取得控除を受ける人⇒住民票の写し、契約書、借入金年末残高証明書、登記事項証明書など

☑譲渡・山林所得のある人⇒契約書など譲渡内容や、入金の日が分かるもの

☑その他の所得がある人⇒支払い明細書や契約書など所得の内容や、入金の日が分かるもの

2月16日火 ↓ 3月15日月

地区巡回相談日程表

2月の相談会場		
受付時間：午前9時～12時、午後1時～3時（全会場）		
相談日	会場	対象地区
16日火	奥泉地区集会所	大間・接岨・奥泉・大谷・八木
17日水	山村開発センター	上長尾・高郷1-5班
18日木		高郷6-12班・梅高
19日金	総合支所	青部・崎平
22日月	総合支所	上岸・前山・田代・柳三
23日火		小長井・小幡・洗富・坂京・平栗
24日水		千頭東・千頭西・寺馬
25日木	山村開発センター	久野脇
26日金		田野口

3月の相談会場		
受付時間：午前9時～12時、午後1時～3時（全会場）		
実施日	会場	対象地区
1日月	下泉高齢者コミュニティセンター	下泉・寺町河内地名
2日火		
3日水	徳山コミュニティ防災センター	徳山1-20班
4日木		徳山21-33班・元藤川1-3班
5日金		元藤川4-21班
8日月	山村開発センター	水川
9日火		八中・瀬平・下長尾
10日水		久保尾
11日木	総合支所	桑野山・沢間・土本・細尾・小山
12日金	山村開発センター	全地区対象
	総合支所	全地区対象
15日月	山村開発センター	全地区対象

①期間中の相談時間は、全会場とも午前9時から12時と、午後1時から4時です。

②午後の相談は比較的空いています。

③時間がかかる土地や株式譲渡、山林所得のある人の分離申告は、比較的空いている午後の時間帯にお越しください。